

君諱繼祖、司徒贈太師北

殿中少監馬君墓誌銘

韓愈

解題 此の篇銘なし、銘の字恐らくは衍文ならん、蔣本には唯だ墓誌とあり、銘の字なし、従ふべし、
動機 人生の無常に感じて作れるなり、
主意 馬氏三世の門閥を以て、亦死亡相繼ぐを免れざることを弔するに在り、

段落 凡そ四大段より成る、篇首より「有男八人女二人」に至るまでを第一大段となす、墓誌の正文なり、「始余初冠」より「殿中君也」に至るまでを第二大段となす、三世の遭遇を叙す、「當是時」より「稱其家兒者也」に至るまでを第三大段となす、三世の人となりを叙す、「後四五年」より篇尾に至るまでを第四大段となす、感慨を寄す、

平莊武王之孫、少府監贈太子少傅諱暢之子、年四歲、以門功拜太子舍人、積三十四年、五轉而至殿中少監、年三十七以卒、有男八人、女二人、

段落 第一大段なり、

講説 君諱は繼祖、司徒贈太師北平莊武王の孫にして、少府監贈太子少傅諱は暢の子、生れて四歳の時、先祖の餘功を以て太子舍人に拜し、三十四年の間五たび轉任して殿中少監に至り、年三十七にて卒せり、男子八人女子二人あり、

文法 姓を書せざるは、王孫なるを以て、之を知らざる者なければなり、莊武の名を書せざるは、王の尊き之を知らざる者なければなり、以門功拜と云へば、進身の才なきを知るべく、積年三十四年は以て其功なきを知るべし、

始^メ余初^テ冠^シ應^ジ進^ニ士^ニ貢^セ在^リ京^ニ
 師^ニ窮^ニ不^ニ自^ラ存^セ以^テ故^人稚^弟
 拜^ス北平王^ヲ於^テ馬前^ニ王^ヲ問^フ而^{シテ}
 憐^ム之^ヲ因^テ得^{タリ}見^ル於^テ安邑里^ニ
 王^ニ軫^ミ其^ノ寒^ヲ饑^ヲ賜^ヒ食^ト與^フ衣^ヲ召^シ
 二^ノ子^ヲ使^ム爲^ラ之^ガ主^ト其^ノ季^ヲ遇^ス我^ヲ
 特^ニ厚^シ少^府監^ヲ贈^ル太子^ヲ少^傅
 者^也姆^ヲ抱^キ幼^子立^ツ側^ニ眉^ヲ
 如^ク畫^ク髮^ヲ漆^シ黑^ク肌^ノ肉^ノ玉^ノ雪^ノ可^キ
 念^フ殿^中君^也』

段落 第二大段なり、

講説 其昔予の二十歳に達せしとき、進士に應じ、貢せられて京師に在り、貧窮にして自活する能はず、己れは王の故人の季弟なる關係上より、北平王を馬前に拜せしに、王は余の素生を問うて憐みたまひ、邸に來

よとの仰ありければ、安邑里の邸宅にて謁見を得たるが、王は余の饑寒を痛しく思し、衣食を賜ひ、二人の王子を召し、主人とあつて余を接待せしめ給へり、其季の王子は我を遇すること特別に厚かりき、是こそ少府監贈太子少傅なれ、乳母は幼子を抱いて側に立ち、其幼子は眉と云ひ目と云ひ全く畫くが如く、髮は漆と一様に黒く、肌肉の白きは玉雪を欺き、忘れ得ぬは殿中君なり、

注解 「故人稚弟」韓退之の兄昇は馬燧の判官たり、「軫」いたむ、「二子」彙と暢、「其季」暢、

文法 其祖の恩を受く一、其父の厚意を受く二、其人の貌を識る三、

當^リ是^ノ時^ニ見^ル王^ヲ於^テ北^亭猶^ホ高^ク
 山^ノ深^ク林^ノ鉅^ク谷^ノ龍^ノ虎^ノ變^化不^レ
 測^ラ傑^魁人^也』

段落 第三大段の第一小段なり、祖を見るに因つて其材を評す、

講説 王の邸第に至りし時、王には北亭に謁見せしが、

其人は猶ほ高山の如く、深林の如く、大谷の如く、又龍虎變化して測るべからざるが如き、偉大の人物なり、

退^テ見^ル少^シ傅^フ翠^ス竹^{チク}碧^{ヘキ}梧^コ鸞^{ラン}鵠^コ

停^{テイ}峙^シ能^ク守^ル其^ノ業^ヲ者^ニ也[、]

段落 第三大段の第二小段なり、父を見るに因つて其品位を評す、

講説 王の御前を退き、別室に少傅君に遇ひしに、是は翠竹碧梧の氣韵あり、鸞鵠の立ち休^{ヤス}らふが如く、善く王家の業を守る者と見られたり、

幼^コ子^シ娟^{ケン}好^ク靜^{シヤウ}秀^{シユ}瑤^{ヤウ}環^{ヱン}瑜^ユ珥^ヰ、

蘭^{ラン}茁^{サツ}其^ノ芽^ヲ稱^ス其^ノ家^ノ兒^ニ也[、]

段落 第三大段の第三小段、殿中を見るに因つて其容貌を評す、

注解 幼子は可愛氣にてオトナシク、玉の環や耳珠の美麗なるが如く、蘭の芽生^{メバエ}の如く、王家の公子たるに似合へり、

注解 「珥」耳飾の玉、

後^{コト}四^シ五^ゴ年^ニ吾^レ成^シ進^シ士^ヲ去^{ツテ}而^{シテ}

東^{トウ}游^ユ哭^ス北^{ヘキ}平^{ヘイ}王^ヲ於^テ客^ニ舍^ニ後^ニ

十^{ジュウ}五^ゴ六^{ロク}年^ニ吾^レ爲^リ尚^ニ書^ノ都^ノ官^ト

郎^{ロウ}分^{フン}司^シ東^{トウ}都^ニ而^{シテ}分^ク府^ヲ少^{シヤウ}傅^フ

卒^{ソツ}哭^ス之^ヲ又^{シテ}十^{ジュウ}餘^ニ年^ニ至^リ今^ニ哭^ス

少^{シヤウ}監^ニ焉[、]

段落 第四大段の第一小段なり、其三世を哭せし事を叙す、

講説 是より四五年の後、余愈よ進士となり果^{オホ}せ、都を去つて東方に游歴せしが、其間に北平年王薨じければ、旅舎にて之を哭したり、其後十五六年を過ぎて余尚書都官郎となり、東都分司の職に就き、分府と云ふ官名なりしが、此時少傅卒去して之を哭せり、然るに又十餘年、今日に至つて少監を哭することとなりぬ、

文法 三世を哭せし事を叙するに三様の筆法を用ふ是れ前段に三世を平叙し、傑魁人也と云ひ、能守其業者也と云ひ、稱其家兒也と云ふが如き、一樣の句法を用

ひたるが故に、此に至り、哭於客舎と云ひ卒哭之と云ひ、哭少監と云ひ、變化を以て之を出せしなり、

嗚呼吾未^ダ髻^{バウ}老^{ナラ}自^リ始至^{ルマデ}今^ニ
 未^ダ四^ス十^ス年^{ナラ}而^{シテ}哭^ス其^ス祖^ス子^ス孫^ス
 三^ス世^ヲ於^{ケル}人^ニ世^ニ何^ソ如^ソ也^ニ人^ニ欲^ス
 久^{シク}不^{シテ}死^セ而^{シテ}觀^{ント}居^ル此^ニ世^ニ者^ヲ何^ソ
 也^ニ

段落 第四大段の第二小段なり、感慨を以て結ぶ、

講説 嗚呼吾れ未だ老耄もせざるに、始めより今に至るまで四十年にも及ばざるに、祖父と子と孫との三代を哭せしとすれば、余の人世に於けるも果して如何がならん、長く生存すべくもあらず、世人が長命を保ちて他人の死亡を觀んと欲するは、何等の考ぞや（長命せば其中に親族故舊の死亡に遇ふこと多かるべく、己が身に引宛て、悲みに堪へざるものを）、

注解 「而觀居此世者」一説に衍文とす、「何也」一説に、何の下、如の字あるべしとなす、

總説

凡そ人生死生存歿の感を以て墓誌を作る者、古來此篇の右に出づるものなし、後歐陽脩の碑文、多く此より悟入す、

纂評

○林西仲評 墓に左誌、右銘あり、或は一人の獨作を求め、或は兩人の分作を求む、此れは則ち其誌を分作する者なり、殿中君、本と門功を以て官を授かり、俸を歴て轉じ、錚々の紀すべき者なし、故に篇中一句の行實を填めず、但だ北平王、國に大功あり、李晟^{セイ}、渾瑊^{ケン}と名を齊^{ヒト}しうす、後人實に繼ぐを爲し難きに、孩提の時其家兒に稱へば、則ち此れより後能く其業を守る、知るべし、此れ即ち其行實なり、總べて其祖北平王を以て主となす、其交情感慨を以て文を成すは、蓋し厄に當るの惠刻して忘るゝ能はざるに緣る、故に纏綿悲惻に禁^タへず、遂に別に一奇格を成す、

○沈德潛評 少監を哭し、并に其父祖を哭し、三世の

官位、三世の交情、三世の死喪を以て層疊傳寫、字々
 嗚咽墓誌中の變體なり、

北平王燧スギの子暢、暢の子繼祖、暢は宦官賓文場タウに讒せ
 らる、暢懼れ宅を進め、廢して奉誠園となす、白太傅
 の詩に謂ふ、不レ見馬家宅、今作ナル奉誠園トと、是れなり、
 暢の後流れて丐となる者あり、吳融、敷水に遇ひ、詩を
 作り之を関む、唐の功臣を待つ、亦云コに恩少し矣、昌黎、
 誌を作る時、馬氏已に衰ふ、文中便ち説明せず、含蓄
 を以て之を出す、讀む者須らく意を言の外に領すべし、

附 録

吳融の詩

天地塵昏ウシ九鼎危シ
 大貂曾出ス武侯師ヲ
 一心忠赤山河見ル
 百戰功名日月知ル
 舊宅已聞ク裁禁樹ヲ
 諸孫仍見ル巧コ征岐ニ
 而今不レ要セシム教ム人ヲ識マ
 正ニ籍ル將軍死闘時、

● 本 PDF は、`LaTeX2ε` で組版し、`dvipdfmx` で PDF 化した。

● 訓点付漢文は「漢文の部屋」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/kanbunnoheya.html>

で